

1. 意 見

別紙

天塩川水系河川整備計画原案についての意見

下川町

意見1、1998年に開発局は天塩川流域全世帯に対してアンケート調査を実施しております。その結果が具体的にこの整備計画に生かされていません。アンケート調査の結果では「洪水対策として具体的に進めてほしいこと」に対する回答では「ダムの整備を進めてほしい」は7パーセントであって、「堤防の完成」「内水対策」「河道の掘削」「河岸保護工」を進めてほしいという意見が93パーセントの多数でした。また、「洪水・土砂災害に対する安全性」についても89パーセントの住民が現状にほぼ満足している結果となっています。ですが、この原案でサンルダム建設が提案されていることは、開発局が自ら実施したアンケート結果に従わず、住民意見を無視していることになります。流域住民の意見の反映がこの計画原案では不十分で、河川法のうえからも問題ではないでしょうか。サンルダム建設は流域市町村長の合意と、背景では関係業界と共に足並みを揃えこれまで進められてきました。このような状態は「利益誘導的」であり、「談合」を生む悪しき体質に発展しかねません。いま国民一人当たり200万円の借金だという国家財政の危機、さらに北海道財政の危機にも関わらず、多くの流域住民の意思を無視し、効果のほとんど無い530億円のダムを強引に進める開発局に対して強く不信を感じます。アンケート調査で最も多くの流域住民から求められた「堤防の完成」「内水対策」「河道の掘削」「河岸保護工」について具体的対策を流域住民に示し、説明のうえ同意を得ていない以上この整備計画原案は直ちにストップさせるべきです。

意見2、開発局は過大なダム効果を振れこみ、昨年春と秋の洪水では、単に増水している川の流れの写真や、内水氾濫の常習地点をいつまでも手当てしないで写真に使い、流域住民を大げさに脅すパンフレットを作る。こんな手法は直ちにやめてもらいたい。原因と被害が現実としてあり、何度も住民が困っている場所を優先して手当てる。そのような被害箇所の具体的改善策が、この整備計画でどのように対処されるのか分かりません。開発局はこの整備計画で、過剰な流量を想定し、故意に堤防を切って被害予測する。そのうえで、治水対策が必要だ、ということよりも、現実としてある被害対策を優先すべきであり、それこそ流域住民のため最も必要で、開発局に求められていることだと思います。それがこの整備計画原案では分からぬし、住民それぞれに説明し同意を得ているとは考えられない。このような整備計画原案は、流域住民が納得するまでストップさせるべきです。開発局は説明責任を果たすため、まだまだ住民

の同意を得る作業にあたる必要があります。

意見3、開発局は故意に名寄川の目標流量を過大に設定しています。私たちの質問に開発局から明確な回答がまだありません。この目標流量に基づいたサンルダムを含む名寄川の整備計画原案は根本からやりなおすべきです。第18回天塩川流域委員会で、開発局が設定した名寄川の目標流量、一秒間に1500トンが大きな問題となり、最終的に委員全員が名寄川の流下能力と目標流量一秒間に1200トンと考えれば、サンルダムはいらないと納得しましたね。それが示されていません。

目標流量とは「戦後最大規模の洪水流量により設定される被害の軽減を図ることを目標とし、目標流量を設定しています」。となっています。それぞれの水位観測地点の戦後最大の目標流量は、中川町菅平では、戦後最大は昭和56年推定ピーク流量一秒間に4400トンで目標流量も同じ。名寄大橋では、昭和50年と56年戦後最大ピーク流量一秒間に約1900トンで、目標流量2000トン。ところが、名寄川真勲別では、戦後最大昭和48年に一秒間1114トンなのに、目標流量1500トンと明らかに過剰な設定になっている。過剰な治水対策をするためと言わざるを得ない。必要性の乏しい治水施設であるサンルダム建設を前提とするため、開発局に操作された数値であり、サンルダム建設に誘導するための虚偽的操作があったと考えられても仕方ないでしょう。目標流量を一秒間1114トンに設定すると、現状の名寄川では流下能力不足の箇所を改善するだけで、サンルダムが無くても十分水を流すことができます。

意見4、サンルダム堤体と建設目的の変更について

1月20日下川町説明会で、サンルダム堤体変更で、水道水の確保、流水の正常な機能維持、発電に変更が生じたとの説明がありました。しかし、洪水調節部分、整備計画原案300tの変更は無いとのことでしたね。ところが翌日の音威子府村説明会で、洪水調節の治水容量はサンル川の目標流量では、450tを330t抑え、120t流す計画となっているとのこと。整備計画原案では300tであったのが明らかに30t増えている。昨年12月の最終第20回流域委員会までこのサンルダム堤体の変更は示さず、なぜわずか一ヶ月で変更になったのか理由の説明がない。また、これまで何度も堤体変更してきたが、その多くについて説明されていません。これらにはきちんと理由説明をしてもらわなければ納得できません。説明会では、わずか一日で治水機能が変更されたのです。

また、建設目的の変更がまたありました。「河川環境の保全」が「流水の正常な

機能維持」に逆戻りしております。この変更は非常に注視すべき重要なことで、平成8年12月河川審議会答申は河川制度改革（1）河川法の目的への環境の位置づけとして、旧河川法の第1条の「流水の正常な機能維持」について『近年、環境の中の重要な要素となっている河川の生態系等の自然環境の保全、河川のうるおいある水と緑の景観や風致の整備といった観点は、「河川の適正な利用」や「流水の正常な機能」ではなく、正面から「河川環境」として捉えなおすことが適當である。』とし、河川法の改正が行なわれました。そのことがあり、旭川開建は当初の目的だった「流水の正常な機能維持」から新河川法の「河川環境の保全」に目的を変更したと考えます。しかしここで旧河川法「流水の正常な機能維持」へと逆戻りさせることは、現河川法の精神から行なうべきではなく納得できません。その説明が全く無く、勝手に変更することは許されないことです。河川法に関わることですので、流域住民や広く国民が納得できる説明責任が生じております。このまま、この整備計画原案を通すことはできません。

意見5、このように、サンルダム建設は下川町や名寄市に当面の目標流量での対策上必要性はほとんど無く、名寄川の一部の流下能力を上げることで済みます。開発局は効果の少ないサンルダムだから下流の治水対策がいつまでも続けられる。この整備計画原案は開発局の生き残り策の強行計画と言えるでしょう。まずその1、サンルダム効果はサンル川の流域に降った雨がサンル川に流れ出る。それをダムで調節するものです。しかし、そのサンル川の流域面積は天塩川流域面積のわずか3パーセントしかありません。この3パーセントの流域面積に集中して雨が降り、サンル川が増水した場合には下川町と名寄市には効果があるかもしれません。しかし、残りの天塩川の流域面積97パーセントに降った雨による増水には、全く役に立たないです。下川町より上流の豪雨も、名寄市とその上流や天塩町までの下流の豪雨にも、全く役に立ちません。その2、これまで記録に残る過去最大の降雨記録は昭和56年8月で、下川町や名寄市、その上流の広範囲に降り、天塩川や名寄川が増水しました。下川町の被害は三の橋名寄川右岸の内水被害（樋門なし）、町内4箇所の排水路や配水管の詰まりなどによる床下浸水、パンケ川支川や桑の沢川の詰まりによる被害など、いずれもサンルダムが当時あったとしても関係の無い場所での被害です。被害額は20万円でした。この戦後最大の降雨時でさえ、この程度の被害でおさまるだけの名寄川の整備がすでにできていたのです。ところが、開発局は局の機関紙「でべろうびんぐ」のサンルダムコーナー（見開き2ページ、カラー）に、「下川町の洪水」として、サンル川に当時サンルダムがあったとしても関係の無い、お門違いのこれらの被害を紹介しています。このことは旭川開建に直接

出向き抗議しております。さて、この昭和56年洪水の時、サンルダムがあつたら下流各地点での水位低減効果はどれだけあるのか、開発局に試算してもらいました。8月3日から5日の雨量は、剣淵301mm、下川パンケ268mm、名寄大橋255mm、中川誉平233mmの豪雨です。各水位低減効果は名寄市真駒別では、堤防高に3m以上も余裕のある位置でのー20~30Cm程度。中川町誉平でも堤防高に3m以上も余裕のある位置でのー10~20Cm程度でした。この戦後最大の大雨でも、名寄川は堤防を水位が上回って溢れたり、堤防の決壊による被害はありませんでした。

意見6、住民合意のためには、分かりやすい原案を作り、再度やり直しをこのようにこの天塩川水系河川整備計画原案は流域住民や道民、國民が納得できないことがあります。また、この資料である原案を見て「理解できる人」は限られたほんの一握の人だけで、誰しも「よく分からぬ」と思います。なぜ開発局は河川法で、「流域住民などの合意を得なければならぬ」となっているのに、理解できない資料を住民に示すのか、理解できません。先の説明会でも、専門的で早すぎる進行についていけません。このような状況では「住民合意を得たい」とする開発局の姿勢は完全に欠如していて、決まつたスケジュールをこなして、早く先に進めたいだけの開発局ペースに住民はただ巻き込まれているだけです。住民合意を河川法に従い実行するには、もう一度例えれば基本高水と目標流量など分かりやすく表にするなど全体的に誰でも分かるように工夫し、再度やり直すこと強く求めます。開発局は私たちから、天塩川の管理を任せもらっているだけです。天塩川は私たち流域住民と道民・國民のものだということを再認識することがこの天塩川水系河川整備計画を作り上げるため基本でなければなりません。その認識も希薄な状態では、先に進めてもらつては迷惑です。トップしてやり直しを求めます。